

『障がい福祉サービス等における公務員向け人材育成環境』 共同検証事業合意書

キャリアード合同会社(以下「甲」という)と、合同会社 DUG 研究所(以下「乙」という)は、『障がい福祉サービス等における公務員向け人材育成環境』に関する共同検証に関し以下のとおり合意(以下「本合意」という)する。

第1条(目的)

甲と乙は、甲の提供するサービス「公務員のライト」(以下「コンテンツ」という)を活用し、障がい当事者の公務員向け人材育成環境について検証する(以下「本検証」という)。

2 本検証の詳細については、別紙において第一期から第三期検証として定めるものとする。

3 本検証は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下障害者総合支援法という)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「雇用促進法」と呼ぶ)を基礎として、障がい当事者(以下「当事者」)の就労環境の向上に資することを目的とする。

第2条(役割分担)

甲と乙の役割分担の範囲は、次に定める事項及び別紙の通りとする。

(1) 甲:コンテンツ(有償)、本件の進捗報告及び検証内容の見直しを含む検証会議(以下「検証会議」という)への参加

(2) 乙:障がい当事者の対応、フィールドの提供、検証会議への参加

2 乙は、甲が提供するコンテンツ利用費用に関し下記の金額を甲の指定する方法により支払うものとし、甲は、当該費用の返還を要しないものとする。ただし、手続き上必要な手数料等は乙の負担とする。

記

(1)金額

月額 80,000 円(税抜)

(2)期間

2023年8月～2024年7月

(3)支払い条件

甲の指定する銀行口座月末締め 翌月 17 日支払

第3条(第三者への委託)

甲と乙は、本合意書及び別紙に定める自己の役割分担の一部を他の全契約当事者の書面による事前の同意を得て第三者に委託(以下「再委託」といい、当該第三者を「再委託先」という)することができる(以下、再委託をする当事者を「再委託当事者」という)。

2 再委託当事者は、再委託先に本契約と同等の義務を負わすものとし、再委託先による義務違反に関し本契約に基づく一切の責任を負う。

3 再委託当事者は、再委託に関する費用の一切を負担する。

4 再委託当事者は、再委託先が本検証に関連して甲又はその他第三者に損害を生じさせた場合、自ら当該損害を賠償する責任を負う。

5 再委託当事者は、再委託先に委託した内容を、再委託先から更なる第三者へ委託させてはならないものとする。

6 再委託当事者は、他の全契約当事者の書面による事前の同意なくして再委託先を変更できない。

7 他の全契約当事者は、再委託当事者に対し、必要に応じて再委託先の見直しを求めることができるものとする。

8 本契約が終了した場合、再委託先に対する再委託も同時に終了する。

9 再委託当事者は、再委託を中止又は終了する場合、他の全契約当事者に対してその旨を書面により通知するものとする。

第4条(情報の交換)

乙は、各自が所有し、かつ本検証の遂行に必要な情報を甲及び相互に開示するものとする。ただし、法令

または第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。

- 2 甲は、前項の規定により他の契約当事者から開示された情報を、本検証の目的のみに使用するものとし、
その他の目的に使用してはならない。

第5条(費用)

甲と乙は、乙が負担する第2条2甲に定めるコンテンツ費用を除き、本合意書及び別紙に定める自己の役割分担基づいた検証に要する費用を各自が負担する。ただし、本検証を遂行するにあたり、いずれかの契約当事者にとって著しく負担となる費用および役割分担の明らかでない費用については、事前に甲乙で協議のうえ、別途書面をもって合意するところに従う。

第6条(単独権利の取り扱い)

甲と乙は、本合意の締結前および本合意の規定によって単独名義で出願し取得した特許権、実用新案権、および意匠権(以下、これらの権利を総称して「工業所有権」という)、工業所有権を受ける権利ならびにノウハウ(以下、工業所有権、工業所有権を受ける権利およびノウハウを総称して「工業所有権等」という)について、他の契約当事者から本検証の成果の実施を目的として非独占的な通常実施(再実施許諾権付きのものを含む。)許諾の申し出があった場合は、その条件について、甲乙で協議のうえ、別途書面をもって合意する。

第7条(工業所有権等)

本検証の結果として生じた工業所有権等及び成果物の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 本検証の結果として生じた工業所有権等の基礎となる発明、考案、意匠が甲、乙のいずれか単独で完成されたものであるときは、当該工業所有権等は、甲、乙のいずれかが単独所有する。
- (2) 本検証の結果として生じた工業所有権等の基礎となる発明、考案、意匠が、甲乙の二者によって完成されたものであるときは、当該工業所有権等は、甲の共有とする。なお、甲間の持分割合は次に定めるとおりとする。
- ①甲の持分:10 分の 9
②乙の持分:10 分の 1
- (3) 本検証期間満了後1年間に生じた本検証に関する工業所有権等(出願中も含む)については、本条の規定を適用する。
- (4) 甲、乙の単独所有の工業所有権等の出願手続きは、各自が単独で行い、費用も各自が負担する。なお、他の契約当事者はこれに必要な協力をする。
- (5) 甲の共有の工業所有権等の出願手続きは、甲で協議のうえ決定する。
- (6) 甲、乙が単独で完成させた成果物は各自の単独所有とし、甲と乙が共同で完成させた成果物は本条第1項第2号に従い甲の共有とする。
- 2 甲と乙は、本検証の結果のうちノウハウとして保護するために秘匿が必要なものに關し、甲乙で協議のうえ速やかに書面によって当該ノウハウの指定をする。なお、同書面において秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 甲と乙は、他の全契約当事者に対して金銭の支払い等をすることなく、第1項第2号に定めに基づき共有される工業所有権等を実施等することができる。

第8条(第三者に対する実施等の許諾等)

甲と乙は、第三者に対し、共有の工業所有権等に關して各持分の譲渡、各持分を目的とする質権の設定又は通常実施権等を許諾しようとする場合には、事前にその旨を他の全契約当事者に通知し書面により同意を得たときに限るものとする。

- 2 甲と乙は、他の契約当事者から前項の規定に基づき非独占的な通常実施権等を許諾したい旨の通知を受けた場合には、合理的な理由がない限りこれに同意する。
- 3 甲と乙は、各自の単独所有又は共有の工業所有権等に關し他の契約当事者から第三者に対する通常実施権等の許諾を目的として、理由及び開示先を明示して本検証の結果であって当該工業所有権等の実施等のための技術情報(自己が単独で完成したものと除く)を当該第三者に開示又は提供したい旨の通知を受けたときは、合理的な理由が認められる限りこれに同意する。
- 4 甲と乙は、前項の規定に基づき第三者に技術情報を開示又は提供する場合、事前に当該第三者に対し自己と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第9条(共有の工業所有権等の放棄)

甲と乙は、共有の工業所有権等の自己の持分を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、その旨をあらかじめ他の全契約当事者へ通知する。この場合、他の全契約当事者は、共有の工業所有権等の取扱いについて協議を求めることができる。

第10条(権利帰属)

本検証により発生するデータを含む著作権(著作権法(改正を含む)第27条及び第28条に定める権利を含む)、所有権、知的財産権(工業所有権等を除く)、その他の諸権利の帰属については以下のとおりとする。

- (1) 甲、乙いずれか単独で完成されたものであるときは、いずれかに単独で帰属する。
- (2) 甲と乙の共同によって完成されたものであるときは、甲の共有として帰属する。

2 本検証により作成された成果物に、甲、乙のいずれかの単独又は共有で従前から権利を有するものが含まれる場合、当該単独又は共有の権利者は、当事者間において別途協議の上、その使用許諾を行うものとする。

第11条(検証会議等)

乙は、甲に対して、本合意の有効期間中3か月ごとに本検証の進捗状況について報告をする。なお、甲と乙は、乙が報告した内容をもとに意見を交換する。

2 前項に定めるほか、甲と乙は、別紙において定める報告会、サービス支援会議及びその他会議を設定しこれに参加する。

第12条(成果の発表)

甲と乙は、本検証の成果を外部に発表する場合、発表を希望する者は、第15条(秘密保持)の定める内容を遵守したうえで、その内容、方法、時期等について、あらかじめ書面により他の全契約当事者の同意を得る必要がある。

第13条(工業所有権等の取得保全)

甲と乙は、工業所有権等その他の法令に基づき保護される第三者の権利物を使用するときは、全当事者が各自の使用した割合に基づきその使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、使用した工業所有権等が第三者の権利物の対象である旨の明示がなく、かつ甲と乙がその存在を知らなかつたときは、各自が使用した自己の責に帰する範囲においてこれを解決する。

第14条(第三者の権利侵害)

甲と乙は、本検証にあたり、第三者の権利を侵害しないよう十分に留意する。

2 前項の定めにもかかわらず、成果物及びこれに関連して得られた成果が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申立て及び訴訟提起がなされる等の紛争が生じた場合、甲乙で協議のうえ対処する。

第15条(秘密保持)

甲と乙は、本開発のために他の全契約当事者から開示された資料、情報及び本開発の成果ならびに本合意に関連して知り得た他の全契約当事者の技術上または営業上的一切の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、本検証以外の目的に使用せず、事前に他の全契約当事者の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に漏洩または開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを文書によって証明できるものはこの限りでない。

- (1) 他の全契約当事者から知得する以前に既に所有していたもの。
- (2) 他の全契約当事者から知得する以前に既に公知のもの。
- (3) 他の全契約当事者から知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 他の全契約当事者から知得した情報にかかわらず、独自に開発したもの。

第16条(解約)

甲は、本開発の目的達成が不可能となった場合には、甲乙で協議の上、書面をもって合意することにより、本合意を解約することができる。

第17条(損害賠償)

甲と乙は、自己の責により他の契約当事者に損害(現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない。)を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

第18条(譲渡等の制限)

甲と乙は、本合意に基づいて発生する権利及び義務を第三者に譲渡、担保または継承その他類似の行為をする場合は、書面による他の全契約当事者の事前の合意を得るものとする。

第19条(有効期間)

本合意の有効期間は、契約締結から 2024年6月30日までとする。ただし、この期間は、甲乙で協議のうえ、別途書面による合意によって同一条件をもって延期することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第12条(成果の発表)、第11条(秘密保持)は本開発期間満了日から5年間その効力を有し、第4条(情報の交換)、第6条(単独権利の取り扱い)から第10条(権利帰属)、第12条(成果の発表)から第14条(第三者の権利侵害)、第17条(損害賠償)、第18条(譲渡等の制限)、第20条(反社会的勢力の排除)から第22条(合意管轄)及び本項の規定は引き続きその効力を有する。

3 本合意は、他の条項にもかかわらず、2023年7月 1 日より遡及的に適用するものとする。

第20条(反社会的勢力の排除)

甲と乙は、自己並びに自己の役員及び株主(以下「自己の関係者」という。)が、次の各号に定めるいずれにも該当しないことを表明及び保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを表明及び保証する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(その後の改正を含む)で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他暴力団員、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会社、社会運動又は政治運動等標ぼうゴロ及びこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。)であること
 - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他のあらゆる関係を通じて自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等又は便宜を提供していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲と乙は、自己及び自己の関係者が自ら又は第三者を利用して次に定める各号に該当する行為をいずれも行わないことを表明及び保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた行為
 - (4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方及びその関係会社に対して信用を毀損又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前号に準ずる行為
- 3 甲と乙は、他の契約当事者が本条の定めに違反した場合、何らの催告等の手続を要せず、本合意を解除することができるものとする。ただし、当該解除により他の全契約当事者に生じた損害を賠償する責任を一切負わないものとする。

第21条(協議)

本合意に定めのない事項、または本合意の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第22条(合意管轄)

甲と乙は、本合意に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と

することに合意する。

以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年7月13日

甲

(住 所) 東京都八王子市別所2-29-7-103
(名 称) キャリアード合同会社 代表社員 三木拓也

三木拓也
三木拓也 (2023年7月13日 16:04 GMT+9)

乙

(住 所) 岡山県笠岡市笠岡4933-2
(名 称) 合同会社 DUG 研究所
代表社員 山内雄司


山内 雄司

別紙

(1) 第一期検証内容

1. 検証事項

乙が運営する就労移行支援施設においてコンテンツを就労支援サービス利用者向けに運用し以下について検証する。

- 1 コンテンツを障害者総合支援法及び雇用促進法に基づいた障がい当事者の就労環境の向上として汎用的に活用できる環境に資するために、具体的に次の事項を検証する。
 - ・学習手法の効果測定のための当事者のアセスメント情報の共有
 - ・当事者の自尊感情等への影響についての測定

2. 第一期検証期間

契約締結日から 2024年7月 31日

1 オンライン実習日

毎月木曜日 10 時から 11 時（但し第 5 木曜日は除く）

2 検証会議

毎月第 4 水曜日 11 時から 11 時 30 分

3. 役割

甲

- 1 乙へのコンテンツの有償提供
- 2 検証会議への参加(甲が指定するスタッフ)

乙

- 1 乙施設利用者へのコンテンツ活用のフィールドの構築
- 2 検査結果に基づく支援計画の作成及び成果等の報告
- 3 検証会議の開催(乙が指定するスタッフ)
- 4 情報共有のプラットホーム(Teams)の提供